

## 弥富市「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年12月26日

弥富市長 安藤 正明



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

弥富市全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年12月21日

3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

|        |    |        |
|--------|----|--------|
| ○ 経営体数 | 法人 | 14 経営体 |
|        | 個人 | 84 経営体 |

4. 担い手が十分いるかどうか

担い手は十分いる。

5. 地域農業の将来のあり方

（1）将来の農地利用のあり方

農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心的経営体への農地の集積・集約化を図る。

6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。